

大雨による災害に関して被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を6月から実施しています。

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性が  
あります。  
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和2. 11. 5～6	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）
12. 2	第23回会長表彰式
12. 20	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）

令和2年度危害予防週間は、10月1日（木）～7日（水）に実施されます。

### ● 第23回会長表彰スケジュール

10月中旬 表彰者決定  
12月2日 表彰式  
尚、本表彰式は、経済産業大臣表彰（火薬類保安に係る）と併せて実施します。

### ● 令和2年5月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬(単位：t)	2,317	2,519	1,164
(前年同月比：%)	(95.8)	(96.5)	(93.0)

### ● 令和2年火薬類関係事故について（7月31日までに報告のあったもの）

総括表（取扱・種類別一覧表）

取扱	項目	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	1	11	0	0	0-0	0-1
	煙火	5		0		0-0	
	がん具煙火	5		0		0-1	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	1	11	0	0	0-0	0-1
	煙火	5		0		0-0	
	がん具煙火	5		0		0-1	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

### ● 令和2年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験の実施について（官報公告の主要部分を掲載）

- 試験日時 令和2年11月5日（木）及び6日（金）午前10時開始
  - 試験場所 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館（8階会議室）  
電話 03-3230-2831
  - 受験願書受付期間 令和2年8月21日（金）から8月28日（金）まで（郵送による場合は、簡易書留とし、締切日当日の消印のあるものまで有効）
  - 受験手数料 25,900円
  - 受験願書の提出先  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号 幸ビル8階  
公益社団法人 全国火薬類保安協会 電話 03-3553-8762
- \*毎年、願書の受付期間を過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、受付期間に気をつけて下さい。

### ● 令和2年度全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より、全国労働衛生週間に関する協力依頼がありました。

本年度は、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととされています。

このうち実施者の実施事項は次のとおりです。

#### 実施者の実施事項

〔全国労働衛生週間中に実施する事項〕

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

〔準備期間中に実施する事項〕

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 受動喫煙対策に関する事項
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- その他の重点事項

#### イ 労働衛生3管理の推進等

- 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 健康管理の推進
- 労働衛生教育の推進

- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
  - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
  - (ク) 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
  - (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
  - (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
  - (オ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
  - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

## ● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

－ 7月の月例経済報告 －

内閣府は22日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「7月の月例経済報告」を提出し、承認された。

### （我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

- ・個人消費は、このところ持ち直している。
- ・設備投資は、このところ弱含んでいる。
- ・輸出は、感染症の影響は残るものの、下げ止まりつつある。
- ・生産は、総じてみれば、減少しているもの、このところ一部に持ち直しの兆しもみられる。
- ・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。

### （政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の段階的引上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く。あわせて、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指す。このため、7月17日に、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」、「成長戦略実行計画」等を閣議決定した。

引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（4月20日閣議決定）及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。

また、令和2年7月豪雨による被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを速やかに取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## ● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、本年中は会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行っていただくこととしました。これは経済産業省からの要請に基づくものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

### 自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。